

地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の概要

平成28年3月
総務省

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する等の法律及び地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の施行に伴い、関係税目の細目等について所要の規定の整備等を行う。

2 主な改正の内容

- (1) 自動車取得税を廃止すること並びに自動車税及び軽自動車税において環境性能割を導入すること等に伴う所要の措置を講じる。
- (2) 地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則を廃止する。

3 施行期日

原則として平成29年4月1日から施行する。